

第2章 生活支援の充実

1 生活支援体制の整備

障がい者の地域で自立した生活を支える体制の整備を図るため、サービスの適切な利用を支える相談支援体制と地域福祉推進体制の充実に努めます。

(1) 相談支援体制と事業見込量

事業名	単位	H24年度	H25年度	H26年度
計画相談支援	人/月	19	30	57
地域移行支援	人/月	26	26	26
地域定着支援	人/月	29	29	29

◇ 相談支援体制と事業内容

○ 計画相談支援

適切なサービスを提供するため、障害者自立支援法の改正により、平成24年度から段階的に障がい福祉サービスを利用する全ての障がい者を対象としてサービス利用計画を作成することとなるため、一定の質を確保しつつ、相談支援体制の量的拡大を図ります。

○ 地域移行支援

福祉施設入所者や、入院中の精神障がい者の地域生活への移行に関する相談、援助などを行います。

○ 地域定着支援

地域で単身生活している障がい者等の常時の連絡体制を構築し、緊急連絡や相談対応等を行います。

(2) 地域福祉推進体制の構築

市内の各地域において、障がい者や家族を支援する体制の充実のため、市、社会福祉協議会、民間福祉事業者、ボランティア団体や地域住民等が連携しながら、それぞれの役割を分担し、地域で障がい者の生活を支えることができる地域福祉推進体制の構築に努めます。

○ 身体障害者相談員・知的障害者相談員の設置

身体障がい者及び知的障がい者の福祉の増進を図ることを目的に、身体障害者相談員と知的障害者相談員を設置します。

○ ふれあい福祉センター

障がい者等の福祉や生活の困りごとの相談に応じ、制度等では対応できない課題について、専門機関や住民組織、ボランティア等の協働により具体的な解決に向けての支援に努めます。

○ 小地域ネットワーク活動の推進

地域の福祉を支える基盤である町内会を中心に、地域住民が参加協力し、見守り・助け合い・支え合いながら、障がい者等が安心して暮らせる小地域ネットワーク活動の推進に努めます。

○ ボランティアセンター事業の充実

地域、学校、企業において、障がい者への理解と関心を深めるため、研修会の実施や体験の機会を提供し、ボランティア活動参加者の養成を図るとともに、ボランティア活動参加者の連携とコーディネート機能の充実に努めます。

○ 共生型施設の活用

障がいの有無や年齢などの枠を超えた地域住民の交流の場として整備された共生型施設を有効活用し、地域コミュニティの再生や、障がい者と地域住民の相互理解の促進に努めます。

○ 障がい者の虐待防止

障がい者に対する虐待を防止するため、登別市に窓口を設置し、地域自立支援協議会の活用や、関係部署や地域の関係機関との連携を図り対応します。また、虐待発生時の対応や再発防止のため、障がい者虐待防止マニュアルの作成を進めます。

2 在宅支援の充実

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活がおくれるよう、在宅支援の充実に努めます。

(1) 訪問系サービスの種類ごとの必要見込量

事業名	単位	H24年度	H25年度	H26年度
居宅介護	時間/月	1,101	1,136	1,154
	利用者数	80	82	83
	事業所数	5	5	5
重度訪問介護	時間/月	312	312	312
	利用者数	1	1	1
	事業所数	5	5	5
行動援護	時間/月	22	22	22
	利用者数	1	1	1
	事業所数	1	1	1
同行援護	時間/月	91	104	104
	利用者数	14	16	16
	事業所数	2	2	2
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	利用者数	0	0	0
	事業所数	—	—	—

注) 事業所数は市内事業所数を掲載しています。

◇ 見込量確保のための方策

利用者の増加等、平成23年度までのサービス利用者の伸びから平成26年度までのサービス見込量を設定しました。

訪問系サービスについては、地域生活への移行を推進する観点からサービス需要に応じたサービス量の確保が必要となりますので、今後も提供体制の整備に努めます。特に、精神障がい者、知的障がい者に対する訪問系サービスについては、身体障がい分野に比べ、サービス提供事業者が少ない現状にあり、また、重度障害者等包括支援提供事業者がない現状となっています。そのため、身体障がい者又は高齢者への訪問系サービスを実施している事業者等との協議を重ね、より多様で多くのサービス提供できる事業者の参画が図れるよう努めます。

(2) 地域生活支援事業の種類ごとの必要見込量

事業名	単位	H24年度	H25年度	H26年度
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
地域自立支援協議会	設置数	1	1	1
	開催回数	4	4	4
住宅入居等支援事業	実人/月	4	4	4
	事業所数	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	件/年	1	1	1
コミュニケーション支援事業 (手話通訳者派遣事業)	人/月	4	4	4
	事業所数	1	1	1
日常生活用具給付等事業	件/年	1, 279	1, 303	1, 327
介護・訓練支援用具	件/年	4	4	4
自立生活支援用具	件/年	25	25	25
在宅療護等支援用具	件/年	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	件/年	12	12	12
排せつ管理支援用具	件/年	1, 226	1, 250	1, 274
居宅生活動作補助用具	件/年	4	4	4
移動支援事業	実人/月	20	22	25
	延時間/年	440	484	550
	事業所数	4	4	4
地域活動支援センター	箇所	1	1	1
	実人/月	56	58	60
	1日平均利用者数	17	18	18
日中一時支援事業	実人/年	18	25	25
	事業所数	1	2	2
訪問入浴サービス事業	実人/月	2	2	2
	事業所数	1	1	1
自動車運転免許・改造助成事業	件/年	4	4	4

注) 事業所数は、利用が見込まれる事業所数を掲載しています。

◇ 見込量確保のための方策

平成23年度までのサービス利用状況から平成26年度までのサービス見込量を設定しました。

地域生活支援事業は、障がいのある人がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスでは不足する部分について、特に利用者の要望が高い事業を中心に必要なサービス提供体制の整備に努めます。

◇ 事業の種類ごとの実施内容

事業名	実施内容
障害者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用に関する援助、調整などの支援を行うとともに、虐待の防止および早期発見のための関係機関との調整、障がい者等の権利擁護のために必要な相談支援を行います。 今後は、相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置を検討します。
地域自立支援協議会	地域の関係者で構成し、個別の相談支援の事例等で明らかになった地域課題を共有し、その課題解決にむけた協議を行います。 また、課題別に専門部会を設置し、支援体制の構築に努めます。
住宅入居等支援事業	知的障がい・精神障がいのある人で賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分と認められる障がい者の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用に係る支援を行います。
コミュニケーション支援事業	聴覚、音声言語機能障害のために意思疎通を図ることに支障のある障がい者等の意思疎通の円滑化を図るために、手話通訳者の設置と手話通訳者等を派遣する事業を行います。

事業名	実施内容
日常生活用具 給付等事業	重度障がい者（児）に対し、次の用具の給付等を行います。
介護・訓練 支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、障がい者（児）の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子などであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
自立生活 支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障がい者（児）の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
在宅療護等 支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計などの、障がい者（児）の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
情報・意思疎通 支援用具	点字器や人口喉頭などの、障がい者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
排せつ管理 支援用具	ストマ用装具などの、障がい者（児）の排せつ管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
居宅生活動作 補助用具	障がい者（児）の居宅生活動作を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者（児）について、外出のための個別的支援及びグループ支援を行います。
地域活動 支援センター	障がい者等を通わせ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与する事業を実施し、障がい者等の地域生活を支援します。
基礎的事業	利用者に対して、創作的活動や生産活動の機会の提供などの基礎的な支援を行います。
機能強化事業	雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練や社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場の確保と、障がい者等を介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かり支援を行うとともに、保護者等が日中いないことにより、特別支援学校等の放課後及び夏休み等の長期休暇中の障がい児を預かり、保護者等の就労支援等を行います。
訪問入浴 サービス事業	地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する事業を行います。
自動車運転免許・ 改造助成事業	障がい者の地域生活を支援するため、自動車運転免許証の取得に関する費用の一部又は自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

3 施設による支援の充実

障がいに応じた施設整備を、既存施設の活用等を視野に入れながら、市や関係団体等と連携し充実に努めます。

(1) 日中活動系サービスの種類ごとの必要見込量

事業名	単位	H24年度	H25年度	H26年度
日中活動系サービス全体の見込量	実人/月	312	394	411
	延人/月	6,730	8,466	8,840
	事業所数	17(0)	17(0)	18(1)
生活介護	実人/月	134	144	155
	延人/月	2,948	3,168	3,410
	事業所数	17(0)	17(0)	18(1)
自立訓練(機能訓練)	実人/月	0	0	0
	延人/月	0	0	0
	事業所数	0(0)	0(0)	0(0)
自立訓練(生活訓練)	実人/月	0	5	7
	延人/月	0	110	154
	事業所数	0(0)	1(1)	1(1)
就労移行支援	実人/月	11	19	20
	延人/月	242	418	440
	事業所数	4(2)	5(3)	5(3)
就労継続支援(A型)	実人/月	27	30	33
	延人/月	594	660	726
	事業所数	2(1)	2(1)	2(1)
就労継続支援(B型)	実人/月	133	185	185
	延人/月	2,926	4,070	4,070
	事業所数	14(3)	15(4)	15(4)
療養介護	実人/月	3	3	3
	事業所数	0(0)	0(0)	0(0)
短期入所	実人/月	4	8	8
	延人/月	20	40	40
	事業所数	11(0)	12(1)	12(1)

注) 日中活動系サービス全体の見込量は、生活介護、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援及び就労継続支援(A型、B型)の1月当りの利用者延べ数の合計です。

注) 事業所数は近隣市町(室蘭市・伊達市・白老町・登別市)に所在する事業所数を掲載しています。(事業所数のカッコ内は登別市内の事業所数です。)

◇ 見込量確保のための方策

日中活動系のサービス利用については、利用者の状況に応じて居住系サービスと組み合わせて必要なサービスを選択することができるようになり、多様なサービス需要への対応が必要となってきます。

サービス提供体制については、サービス提供事業者が利用者の意向などを踏まえながら展開することになりますので、サービス需要の動向の把握に努めます。

特に、生活介護と療養介護サービスを提供する事業者は、市内に無いことから、民間活力による施設の整備に努めます。

(2) 居住系サービスの種類ごとの必要見込量

事業名	単位	H24年度	H25年度	H26年度
共同生活援助・ 共同生活介護 (グループホーム・ケアホーム)	実人/月	95	103	115
	市内の人/月	19	22	29
	市内の箇所	7	8	11
	市内指定事業所数	4	5	7
施設入所支援	実人/月	76	74	72

注) 市内の人/月及び市内の箇所欄については、市内の整備見込量を再掲したものです。

◇ 必要見込サービス提供体制の確保策

障がい者の地域生活への移行を進めるためには、共同生活援助及び共同生活介護事業の計画的な推進が必要となりますので、今後の地域移行の状況を把握し、適切なサービス量を見込んでいきます。

特に、共同生活援助及び共同生活介護を提供する事業者は、市内に少ない現状にありますので、関係団体と連携しながら既存建物の活用を視野に入れ、民間活力による居住場所の確保に努めます。

4 ボランティアの育成と活動の充実

地域福祉の担い手である市民による自主的・主体的なボランティア活動が、障がい者の自立を支えていることを踏まえ、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動等の推進や育成、ネットワークづくり、情報の提供、小地域ネットワーク活動を支援し、市民が主体的に参加できる環境づくりに努めます。

(1) ボランティアの育成に関する目標量

事業名	単位	H24年度	H25年度	H26年度
ボランティア活動支援事業	団体	1	1	1
奉仕員養成研修事業	人/年	3	3	3
スポーツ・レクリエーション指導員養成事業	人/年	2	2	2

◇ 事業の種類ごとの実施に関する考え方

事業名	実施に関する考え方
ボランティア活動支援事業	精神障がい者のボランティア活動等に要する経費の一部を助成し、精神障がい者の社会参加を図ります。
奉仕員養成研修事業	手話通訳者及び要約筆記者の養成研修会参加経費の一部を助成し、手話通訳者及び要約筆記者の育成に努めます。
スポーツ・レクリエーション指導員養成事業	障がいスポーツ・レクリエーション指導員養成研修会参加経費の一部を助成し、指導員の養成に努めます。